

＜サービス利用料金＞（介護保険対象）

《1日につき》

要介護度	1	2	3	4	5
1. サービス利用料金	6,620 円	7,330 円	8,060 円	8,760 円	9,460 円
2. 介護保険給付額	5,958 円	6,597 円	7,254 円	7,884 円	8,514 円
3. 介護サービスに係る自己負担限度額(1-2)	662 円	733 円	806 円	876 円	946 円
4. 食費					
第1段階(生活保護受給者等)			300 円		
第2段階(80万円以下)			390 円		
第3段階(80万円以上266万円以下)			650 円		
第4段階(266万以上)			1,600 円		
5. 居住費					
第1段階(生活保護受給者等)			820 円		
第2段階(80万円以下)			820 円		
第3段階(80万円以上266万円以下)			1,310 円		
第4段階(266万以上)			2,500 円		
6. 自己負担額合計(3+4+5)	介護度 1	介護度 2	介護度 3	介護度 4	介護度 5
第1段階(生活保護受給者等)	1,782 円	1,853 円	1,926 円	1,996 円	2,066 円
第2段階(80万円以下)	1,872 円	1,943 円	2,016 円	2,086 円	2,156 円
第3段階(80万円以上266万円以下)	2,622 円	2,693 円	2,766 円	2,836 円	2,906 円
第4段階(266万以上)	4,762 円	4,833 円	4,906 円	4,976 円	5,046 円

※負担軽減措置については、市への申請が必要です。

加算(1日につき)

(※印は管理栄養士、看護職員、介護職員の配置等により変動が生ずる場合があります。)

加算項目	1. サービス利用料金	2. 介護保険給付額	3. 介護保険サービスに係る自己負担額(1-2)
①※個別機能訓練体制加算	120円	108円	12円
②※看護体制加算(Ⅰ)	120円	108円	12円
※看護体制加算(Ⅱ)	230円	207円	23円
③※サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	120円	108円	12円
※サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	60円	54円	6円
④※栄養マネジメント加算	140円	126円	14円
⑤※日常生活継続支援加算	230円	207円	23円
⑥※夜勤職員配置加算	460円	414円	46円
⑦※精神科医療養加算	50円	45円	5円
⑧外泊時費用(月に6日を限度)	2,460円	2,214円	246円
⑨初期加算(入所から30日限り)	300円	270円	30円
⑩看取り介護加算 死亡日以前4日以上30日以下	800円	720円	80円
⑪看取り介護加算 死亡日前日又は前々日(2日前)	6,800円	6,120円	680円
⑫看取り介護加算 死亡日	12,800円	11,520円	1,280円

加算(1か月につき)

加算項目	1. サービス利用料金	2. 介護保険給付額	3. 介護保険サービスに係る自己負担額(1-2)
⑬口腔機能維持管理体制加算	300円	270円	30円
⑭口腔機能維持管理加算	1100円	990円	110円

①<個別機能訓練加算>

機能訓練指導員を配置し、個別機能訓練計画書に基づき機能の改善または減退を防止する訓練を行います。

②<看護体制加算(Ⅰ)(Ⅱ)>

常勤の看護師の配置人数によって加算されます。

③<サービス提供体制強化加算(Ⅰ)(Ⅱ)>

介護職員の常勤比率や、経験年数、資格の有無によって加算対象になります。

④<栄養ケアマネジメント加算>

常勤の管理栄養士を配置し、栄養ケア計画に従い栄養管理を行った場合に加算対象になります。

⑤<日常生活継続支援加>

入居者総数の要介護度の比率に対しての介護福祉士の配置の加算状況により加算されます。

⑥<夜勤職員配置加算>

夜勤を行う介護職員の人数により加算されます。

⑦<精神科医療加算>

認知症である入居者が1/3以上を占め、精神科を担当する医師が定期的な療養指導を行っている場合加算対象となります。(月2回以上)

⑧<外泊時費用>

24時間施設を不在にされる場合1ヶ月に6日を上限とし、最大12日間は介護施設サービス費が介護度に関係なく1日246円になります。

⑨<初期加算>(30円/1日) 入居 30日間

⑩⑪⑫<看取り介護加算>

医師が医学的知見に基づき回復の見込みがないと判断した場合、看取りを行う場合、加算対象になります。

死亡 当日	1280円
死亡 2日前・3日前の2日間	680円
死亡4日～30日間	80円/1日

⑬<口腔機能維持管理体制加算>

歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、介護職員に対する口腔ケアに係る技術的助言及び指導を月1回以上行っている場合。

⑭<口腔機能維持管理加算>

歯科医師または歯科医師の指示を受けた歯科衛生士が、入所者に対し、口腔ケアを月4回以上行っている場合
・・・その他、介護保険加算・・・

・療養食加算(23円/1日)

医師の指示せんに基づく療養食を提供した場合。

糖尿食・腎臓食・肝臓食・貧血食・高脂血症食・及び特別な検査食など。

・経口維持加算(Ⅱ)(5円/1日)

経口で食事が摂取できるものの摂食障害があり、誤えんが認められる方に対し多種共同により摂取・嚥下機能に配慮した経口維持計画を作成し、計画に従い特別な管理を行う場合。

・退去時等相談援助加算 460円

退去にあたり、希望により自宅を訪問 400円

退居前後訪問相談援助加算 500円

退居時相談援助加算

退居前連携加算

☆ご契約者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払い

いただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から

払い戻されます。(償還払い)償還払いとなる場合、ご契約者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

☆介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。